

熙豊年間の対西夏政策

— 北宋・西夏間の横山領有を廻って —

與座良一

〔抄録〕

本論では、北宋による熙豊年間の対西夏政策を、北宋と西夏の境界である横山を廻って起こった戦役や堡寨の建設、禁軍の再編などとの関連から再考する。

そこでまず、宋の熙寧五年までの対西夏政策を確認し、神宗政府の政策が涇原路から麟府路に至る横山に沿って城寨を築くこと、特に鄜延路と麟府路の連絡を通じることに傾注したことを指摘する。次いで永楽城の建設を廻る政策が、靈州を直ちに奪取する方針から、より宋側の横山一帯に城寨を建築する計画へと変更され

たことを明らかにする。永楽の戦いに敗れたあとも、北宋はすみやかに鄜延路における防衛体制を再構築し、麟府路でも横山領有の政策を続けた。しかし辺境防衛と開拓のための城寨建設には、多大な財政支出と人民の負担が伴い、元祐年間における政策変更の要因の一つとなる。

キーワード 北宋、西夏、熙豊年間、横山、城寨

緒言

北宋の西夏に対する政策は、神宗が即位すると、それまでの守勢一辺倒のものから攻勢へと転じる。軍事的に見れば、西北辺境における北宋の具体策は、多くの城堡塞の建築や漢蕃弓箭手の盛んな招募、教閲保甲の実施、そして将兵法による禁軍の再編などである。これらの

施策によって辺境を開拓し、西夏に奪われた土地を回復しようと試みた。^{〔1〕} その過程で幾つかの戦役があったが、熙豊年間（一〇六八〜八五）の戦役は宋側の領土拡大の動きに起因しているものが多く、この点はそれ以前の宋・西夏間の戦役と性質を異にしている。このことは自ずから研究者の注意を喚起した。各戦役についての考察は言うに及ばず、堡寨の建設に関して程龍氏は、その目的が防衛から領土開拓と補

図1 横山概念図

（譚其驤編『中国歴史地図集』六、
地図出版社、1982年を基に作成。）



給線の確保へと変化することを指摘し、金成奎氏は蕃兵が將兵に加えられていく意義を強調した^③。さらに宋と西夏の境界としての西北辺境にも注意が向けられ、前田正名氏は西北辺境に横たわる横山の歴史地理学的意義を確認し、江天健氏は宋と西夏の横山争奪の推移を詳述している^④。また金氏は宋と西夏の画界交渉の推移を明らかにした^⑤。

先行研究を通観すると、北宋の陝西方面における防衛と領土回復の取り組みは、横山を舞台として要塞の建設と蕃兵・弓箭手など民兵の召募、そして教閲保甲の編成や禁軍の再編という形で現れているといえる。前田氏によれば、宋人にとつての横山には狭義と広義二つの認識があったという^⑦。狭義の横山の場合、東は無定河流域一帯から西は白于山東部山地までを指し、これは概ね軍政区画という鄜延路の辺境に沿っている。広義の横山の場合、東は麟州・府州から西は六盤山山脈北麓一帯までを指し、これは概ね麟府路から涇原路の辺境に沿っている^⑧。これまでの研究では、とくに広義の横山という、東端の麟府路と鄜延路以東の戦略的関連についてはそれほど注目されてこなかった。そこで本論では、北宋による熙豊年間の対西夏政策を、広義の横山確保を廻って起こった戦役や要塞の建設、禁軍の再編などとの関連から再考していきたい。

一、熙寧年間に至る対西夏政策

北宋と西夏との境界付近では、東西に延びる横山の確保が軍事上の重要な課題であった。横山を廻る問題については、すでに先学の詳細

な研究があり、その成果に依りながら熙寧年間（一〇六八―七七）に到る宋の対西夏政策を確認しておきたい。⁹⁾

横山の重要性は、その北にオルドス砂漠が広がる地形と関係している。オルドスについては沈括が、「臣等、前世を歴観するに、戎狄と中国と限隔する者、利害全く沙幕に在り。若し彼、衆を率いて幕を度り入寇すれば、則ち彼先に困しむ。我、幕を度り往きて攻むれば、則ち我先に困しむ¹⁰⁾」と述べるように、沙幕を渡つて侵攻することは宋・西夏両軍にとつて負担が大きい。そこでオルドスの南、東西に連なる横山を領有することが両者にとつて重要となるのである。横山を西夏の手に乗ねている現状について沈括は、「西戎常に能く辺患を為す者、幕南、山界の粟、食う可き有り、山界の民、使す可き有り、山界の水草嶮固にして守る可き有るを以てなり。我が師、幕を度りて北すれば、則ち糧を贏い水を載せ、窮幕に野次するを須う。力疲れて糧に窘しみ、速戦に利あり。不幸にして堅城未だ抜かず、大河未だ渡らず、食尽きて退けば、必ず乗ずる所と為る。此れ勢の必然なり。興・靈の民、常に晏然として枕を高くし、而して我が沿辺の城寨、未だ嘗て敵を解ざる所以の者は、地利の然らしむるなり¹¹⁾」と評している。

沈括の上奏は、神宗の元豊五年（一〇八二）になされたものであるが、横山確保の重要性は、従来から宋・西夏双方とも認識していた。仁宗の宝元二年（一〇三九）、鄜延・環慶路副都部署であった劉平の上奏には、

若し洪・宥を収復し、限るに山界を以てし、高拋の險に憑り、沙漠を下瞰し、各おの保障を列ね、量りて戍兵を以て鎮守すれば、

此れ天險なり。¹²⁾

とあり洪州・宥州を収復して山界、すなわち横山を確保する重要性が述べられている。当時劉平の上奏は実施されなかったが、その後の宋朝の西夏侵攻策の基本となったという。¹³⁾ さらに慶曆四年（一〇四四）五月、韓琦と范仲淹は、西夏に対する攻守四策を上した中で次のように述べている。

元昊の巢穴、実に河外に在り。河外の兵、懦くして罕に戦う。惟だ横山一帯の蕃部、東は麟・府に至り、西は原・渭に至ること二千餘里、人馬精勁にして、戦闘に慣習す。漢界と相い附し、大挙入寇する毎に、必ず前鋒と為る。故に四戎は山界の蕃部を以て強兵と為し、漢家は山界の属戸及び弓箭を以て善戦と為す。此を以て之を觀るに、各おの辺人を以て強と為すは、理に固より明なり。秦・漢の西戎を駆逐する所以は、必ず先に山界を得て、彼則ち遠く遁れ、然る後に河を以て限と為し、寇深く入らざるなり。¹⁴⁾

横山に城寨を築いて、東は麟府路から西は涇原路に到る横山一帯の蕃部を支配下におくことができれば、この地域から西夏を駆逐できるとする。しかし同じく慶曆元年（一〇四一）、范仲淹が上奏した対西夏攻守策によれば、延州の兵馬が麟州の策応に向かう際、綏州（のちの綏徳軍）が西夏の手にあるため迂回して行かねばならず、先に黄河を渡つて東岸の石州・嵐州に行き、次いで再び黄河を渡つて西岸の麟州・府州に向かった。また鄜延路と環慶路の連絡も、白豹・金湯などの城寨が西夏の手にあるために迂回しなければならぬとある。¹⁵⁾ したがって、綏州を回復して鄜延・麟府路間を通じること、白豹・金湯な

どの城寨を回復して鄜延・環慶路間を通じることが、東は麟府路から西は涇原路に到る広義の横山を宋の領有とするための第一歩となるのである。

ところで慶曆四年の上奏で范仲淹は、陝西四路の兵力再編についても言及する。

臣等嘗て計るに、陝西四路の兵、総数幾ど三十万、多からざるに非ざるなり。然して各おの城寨に分守し、故に毎路の戦兵、大率二万餘人に過ぎず、坐して芻糧を食い、敢ては動挙せず。歳歳の設備、常に寇至るが如し、賊人の謀、果して何れの路を犯すやを知らず。賊界は則ち然らず。種落散居し、衣食自給して、忽爾として点集し、併せて一路を攻む。故に犬羊の衆、動すれば十餘万人と号す。我が分散の兵を以て、彼の専一の勢を拒むれば、衆寡敵せず、遂に放敗するに及ぶ。…臣等請うらくは、鄜延・環慶・涇原路に於いて各おの將佐三五人、使臣一二十人、歩兵二万、騎兵三千を選び、以て三軍と為し、新定の陣法を以て訓練し、歳餘に其の精勇なるを候ち、然る後に賊の隙を觀て、三軍をして横山に掠せしむ、…¹⁶。

范はまず現状として、城寨を分守している兵を除き、戦闘に従事する兵士が各路二万餘人に過ぎず、そのうえ坐食して決して動かないことを指摘する。そこで彼は各路の兵を三つの軍に分けて、横山を奪取することを提案している。陝西の兵力再編は、のちの元豊年間（一〇七八〜八五）に呂惠卿が実行した將兵の再編によって一応の完成をみることになる。¹⁷

さて鄜延路と麟府路の連絡を妨げていた綏州の問題については、神宗即位直後の治平四年（一〇六七）十月に回復する機会が訪れる。當時延州の知青澗城であった种諤が、西夏の會長嵬名山から投降の申請を受けて綏州を接取したのである。¹⁸ここに至つて鄜延路から麟府路への連絡が通じることになった。さらに翌年种諤は、綏州の北の囉兀城を奪い、六つの寨を築いて麟府路まで連なる防御体制を整備しようとした。きっかけは府州の大家折氏一族の折繼世が、「諤に言い、囉兀城を築かんことを請う。且つ曰く、横山の衆、尽く漢に帰さんと欲す。大兵界を出ずれば、河南の地、奄有す可し」¹⁹と种諤に訴えたことであり、これにより种諤は韓絳とはかり、「綏徳由り兵を進めて囉兀城を取り、六寨を建て以て麟府に通じ、地を包むこと數百里、則ち鄜延・河東、輔車の勢い有り、以て賊を制するに足る」²⁰と綏徳の北に囉兀城を築き、加えて六つの寨を築き麟府路に通じることが西夏を制することになるとした。翌年の韓絳の上言によれば、麟府路の葭蘆寨など六つの寨を築き、四十里程の間隔で寨を置くことにしている。²¹ところが鄜延路から麟府路へ亘る城寨建設は、費用の面から問題が生じた。そこで御史の范育が現地に派遣される。その結果范育は次のように上奏を行った。

臣、修寨の利害を歴訪するに、議する者以為えらく、八寨齊に興し、堡障布列して、然る後に守の勢有り、と。官私の財力を計るに、決す成す可からず。縦い或いは之を成すとも、边防に小利有り、国計に大害有り。小利なる者、綏・麟・府路をして通ぜしめ、内に沿河屯守の備を省き、外に西賊恃む所の茶山・鉄冶・竹箭・

財用の府を収む。大害なる者、前日に荒堆三泉を城き、民力已に困し、今継いで三寨諸堡を興し、境を度ること愈いよ遠く、何を前に費やす、何を以て供億せんや。…兼ねて頻歳、河東二十州の力を竭し、以て麟・府・豊州に供す。役人転輸に疲れ、酒戸折納に困し、税夫和糴に窮す。今更に四寨を増すは、臣、民命に堪えず、河東万世の害と為るを恐る。加以しのみならず賊恃む所を失い、必ず国の死力を竭し来争す。辺禍の大なるは、必ず此れ自り始む。²³

「費什於前」とは意味不明であるが、范育の指摘した修寨の費用や民力困窮の問題は、城寨の建設にもなって、この後も常に現れてくるものである。これに対して神宗自身は、「綏・麟、路を通じるは、理に在りて為す可し」²⁴と計画の遂行を考えていた。しかし結局、西夏の攻撃によって撫寧城が陥落すると、王安石の意見を入れて囉兀城などの城寨を放棄する。²⁵これらの城寨のうち葭蘆寨について、後の詔で神宗は、「葭蘆寨、山に居り、形勢嶮絶にして、兵を出すの便地に非ず。縦い賊大いに至るも、城守するに過ぎず」²⁶と述べており、寨そのものを重視したのではなく、横山の領有に執着していたのである。

さて囉兀城などを放棄した翌熙寧五年（二〇七二）、綏州の北二十里を界とすることで宋と西夏は和平を結ぶことになる。²⁷この時の画界交渉に反対した范育は、東は麟州・豊州から、西は秦州・渭州に至るまでの一千五六百里に、塹壕を掘ることの不可を述べている。²⁸よって当初の画界交渉の対象地域が、東は麟州・豊州から西は秦州・渭州に到る範囲であったことがわかる。すなわち熙河路を除き、涇原路から西へ鄜延路を経て麟府路に到る地域が、北宋・西夏間の境界の一つと

認識されていた。換言すれば、この境界は東西二千餘里の横山一帯であり、この広義の横山を領有することの意義について沈括は、

又た山界既に我に帰せば、則ち出す所の粟、以て精兵を養うこと数万、虜の牧地を得べし、以て戦馬を蕃息すべし、塩池以て四方の商旅を来らしむべし、鉄冶以て兵器を益し・錢監を置くべし、以て山南の漕運を省く。²⁹

と、横山で稔る粟によって数万の精兵を養い、鉄を生産して兵器を造り錢監を置き、山南からの漕運を省くことができるとする。

以上見てきたように、熙寧五年までの神宗政府の政策は、涇原路から麟府路に至る横山に沿って城寨を築くこと、特に鄜延路と麟府路の連絡を通じることに傾注した。これは横山を奪還する布石である。しかし囉兀が陥落すると、神宗は王安石の勧めに従って囉兀などの六寨を放棄した。そして西夏との間に綏州の北二十里で画界が定められると、熙河路の開拓が推進される一方、鄜延路北辺の開拓はしばらく見られなくなった。

二、永樂築城を廻る政策

前章で見たように、熙寧五年に宋と西夏の間に和平が成立すると、宋は鄜延路辺境での開拓を停止する。次ぎに西北辺境で起こった大きな事件は、元豊四年（一〇八一）の靈武の役である。このとき宋軍は河東・京東西・開封府界から派遣した將兵も加え、熙河・涇原・環慶・鄜延路から一斉に靈州に向けて出兵した。周知のように靈武の役

は軍糧補給の問題などから宋軍の大敗に終わり、宋側は鄜延路の米脂・呉堡・義合・細浮図・塞門寨や宥・夏・蘭州などを回復するに止まった。回復した堡寨では早速漢蕃の弓箭手が召募され、耕作を行うことになっている³⁰。そして宋は翌元豊五年、永楽の役で再び西夏に敗退することになるが³¹、それに先だつ五年四月、沈括は金湯に拠つた西夏を破り、さらに麟府路の葭蘆寨一带を再び奪取する³²。このあと沈括の要請によつて出された詔には、「葭蘆堡自り米脂寨に至り、堡寨を創添せしむ³³。」とあり、沈括は葭蘆寨を奪取した時点で、再び鄜延路から麟府路に至る城寨を建設しようとする意図があつた。しかし葭蘆寨などの回復のみでは神宗にとつて甚だ不満であつたらしく、

上批すらく、河東、力を出して境土を展拓する能わず、呉堡・葭蘆、今創めて修築を為し、成るに泊び、但だ交割して之を守るのみ。両寨を創添すると雖も、其の実已に七寨の人馬を併せて防戌し、餘は皆な旧日の辺面にして、未だ何に困りて此の如き艱難、保拠するか知らず³⁴

と述べる。すなわちより広い辺境の開拓を望んでいるのであり、それは後述するように靈州を回復することであつた。はたして沈括と种諤は鄜延路北方の烏延寨を修築して、再び靈州を攻略することを上奏する。

山界既に城けば、則ち靈武を下瞰すること、数程に過ぎず。縦使い堅守するとも、必ず時にして懈る有り。縁辺戦備を修め、軍食を積み、斥堠を明らかにし、其の備を弛むを待ち、洮河の舟を発して、以て大河を塞ぎ、横山の卒を下して、其の不意を搆く。此

れ一挙にして覆すべきなり。…今按視するに、塞北の古烏延城、正に山界の北限に拠り、旧と山に依りて壘を作り、士馬を屯すべし。東は夏州を望むこと且つ八十里、西は宥州を望むこと四十里に過ぎず、平夏を下瞰し、最も要衝に当り、土地膏腴にして、山に依りて城を為れば、形勢險固なり。欲し乞うらくは宥州を此に移さんことを。…其れ銀・夏州は塩監・鉄冶・錢監・馬牧を置くべし。險に困りて控扼し、烏延の工畢わるを候ち、漸次計置す。

仍お乞うらくは、塞門寨以北の石堡・背水・油平・羅幃・塩池一带を將て中路と為して宥州に隸し、米脂・浮図・葭蘆・義合・呉堡・銀州一带を東路と為して綏徳に隸し、金湯・長城嶺・徳靖・順寧寨一带を以て西路と為し保安軍に隸す。本路九將を除くの外更に四將を増置し、以て土兵を招き、縁辺の八將に分隸して辺面に駐節し、次辺の三將、金明・青澗城・延州に駐し、近裏の兩將、鄜州・河中府に在り³⁵。

沈括らは、まず横山の北限である烏延城を築き、次いで銀州・夏州などに塩監などを置くことを主張する。この段階では横山の北限に築城し、この地域を整備した上でさらに北の靈州などを攻めていく計画である。そして塞門寨から北に塩池に至る一带を中路として宥州（烏延）に隸し、銀州から麟府路に至る一带を東路として綏徳に隸し、長城嶺から徳清寨に至る一带を西路として保安軍に隸することにする。さらに鄜延路の九つの將兵をさらに四つ増し、土兵を招いて縁辺に八つの將を置くとする。

また种諤は、はじめに銀州を築き、次いで烏延、さらに夏州を築く

ことを主張している。³⁶ 种諤の主張と先の沈括の上奏と異なる点は、先に烏延を築くか、さらに北の銀州を先にするかである。いずれにしても両者の主張では、まず横山の北限を整備して、ついで靈州などを攻めるという方針に変わりない。

なお前田氏は、种諤の主張を狭義の横山を示すための史料の一つとして挙げている。彼が上奏を行ったのは元豊五年七月のことである。しかしこの当時、すでに葭蘆寨から環慶路、そして涇原路にかけて堡寨を建築し、再び靈州を攻めることが図られていた。³⁷ 例えば環慶路の場合、

元豊五年七月二十三日。詔す、鄜延路見修の六寨、其れ長城嶺寨以西、環慶路の金湯・白豹に接連するに、已に環慶路に指揮して、二万人を並辺に差して照応す。若し別に興作すること無ければ、即ち是れ軍馬を虚勞す。徐禧・沈括をして其の当に進築すべき城寨の処を計議せしめ、曾布と議定し以聞せよ。³⁸

とあり、これによりかつて范仲淹が指摘した鄜延・環慶路間の連絡を妨げていた白豹などに城寨を築くことで、両路の連携が実現されることになる。つまり横山一帯の城寨が建築される計画であり、种諤や沈括らの発言も、このような広義の横山を対象とした政策を踏まえてのものと思われる。ところが、神宗が沈括らの上奏を受けて鄜延路に派遣した徐禧らの意見には、

鄜延路計議辺事徐禧等言う、銀州故城の形勢便ならず、当に遷して永楽の球上に築くべし。蓋し銀州、明堂川・無定河の会に扼る

と雖も、而ども城の東南已に河水の呑む所と為り、其の西北又た天塹に阻まれ、実に永楽の形勢險要なるに如かず。窃かに惟えらく、銀・夏・宥の三州、陥没すること百年、一日興復し、辺將の事功に於て実に俊偉為り、軍鋒の士気固より已に百倍す。但だ州を建つるの始め、煩費費られず、蓋し戎を禦するの利害に関わらずして、徒らに供饋を費やす者有り。城堅く守備すれば、則ち賊敢ては攻めず、兵衆く將武ければ、則ち賊敢ては戦わず、固より州城・軍寨を以てせずして遂に軽重を分つ。今若し要会を選択し、堡寨を建置すれば、名は州に非ずと雖も、実に已に其の地有り。旧来の辺寨、乃ち復裏に在り、他日州を建てるも、亦た未だ晚きと為さず。已に沈括等と定議し、永楽球・声塔平・移市・石堡・烏延自り長城嶺に至りて六寨を置き、背罔川・良乚・孟乚・羅韋・囉泊川自り布娘堡に至りて六堡を置く。³⁹

とあって、徐禧らはまず永楽城を築き、永楽城を中心に西は烏延、東は麟府路に到る横山一帯に城寨を築き、次いでより北方に位置する銀・夏・宥三州を建てることを提言する。すなわち、直ちに横山北限以北の地域に築城し靈州を攻めるのではなく、まず銀州などの南方に位置し、宋の領域により近い所から城寨を築くことを提案しているのである。これは西夏に対する侵攻作戦を、より慎重に進めることを意味した。涇原路でも徐禧らの上奏に先立って、深く西夏領に入り城寨を建設して靈州を攻める計画が中止されている。⁴¹ したがって靈州を直ちに奪取する方針から、より宋側の横山一帯に城寨を建築する計画へと変更されたといえよう。

三、永楽の戦い以後

靈州を直ちに奪取する方針から、まず永楽城などを築くことで横山一帯の確保を目指した神宗であったが、永楽の戦いに敗れると対西夏積極策を諦めたとされる。⁽⁴²⁾しかし榎一雄氏や李華瑞氏が指摘しているように、熙河路方面での神宗の積極策は衰えていない。⁽⁴³⁾それでは横山確保の政策はどうなったのであろうか。

まず永楽の役で戦場となった鄜延路について見てみよう。鄜延路ではこのころ禁軍の逃亡に対する処置や欠員となった城寨の将官の補充、そして弓箭手の補充が図られている。

禁軍については、

榘發遣鄜延経略司劉昌祚言う、禁軍逃亡し、詐りて廂軍と為りて投換し、或いは却つて禁軍に投ず。捕獲或いは事に因りて敗露すれば、本の軍法に依らんことを乞う。之に従う。⁽⁴⁴⁾

とあり、禁軍兵士の逃亡など軍規の乱れに対する処置がみられる。さらに翌月には同じく鄜延路経略使劉昌祚の要請によって、使臣三十六員を補填している。

鄜延路経略使劉昌祚、指名して使臣三十六員を差し、将官及び諸城・堡・寨の見闕を填さんことを乞う。上批すらく、違碍する者有りと雖も、並びに奏する所に依るべし。⁽⁴⁵⁾

これは戦没などにより生じた欠員の補充であった。⁽⁴⁶⁾この際神宗の「雖有違碍者、可並依所奏」との言説からは、ことの緊急性が伺える。

次に弓箭手についても同じ頃ころ鄜延路経略司の上官があった。

鄜延路経略司言う、弓箭手、近裏の県に田を置き、兩処に戸を立て、四丁以上に及べば、一丁を取りて保甲と為し、一丁を弓箭手と為さんことを乞う。二丁より三丁に至るもの有れば、即ち且に弓箭手に充てしめんとす。

詔す、保甲の弓箭手に充てんことを願う者は聴す。其れ見充の弓箭手と丁役に当たるとは、退きて保甲に就くを得る母かれ。陝西・河東は此に準ぜよ。⁽⁴⁷⁾

と弓箭手の戸内から、事実上、弓箭手の補充を招募ではなく徴発によって行っている。このような禁軍や将官、そして弓箭手の確保は、靈武・永楽の戦いの時、多くの禁軍や弓箭手が逃亡・戦没などで失われたためであり、まずは鄜延路における防衛体制の再構築が急務であった。

いっぽう麟府路では、知太原府で河東路経略使であった呂惠卿の言によって、麟・府・豊三州にある西夏・北宋兩國が耕作を禁じていた「兩不耕地」の開墾が行われた。⁽⁴⁸⁾これによって遠方から軍糧を輸送する民間の負担軽減が図られる。⁽⁴⁹⁾さらに李燾『統資治通鑑長編』（以下『長編』と略称）の引く呂惠卿家伝には、呂が陝西で行った将兵法の改革を河東でも行うこと、すなわち戦闘と守備の部隊を分け、さらに駐屯地に從つて十二の將兵を編成し、一將は北辺に備え、一將は嵐・石州に、一將は府州に配備し、のこり八將を河外に番戍させることが記される。⁽⁵⁰⁾そして呂は、

今葭蘆・米脂の裏外、良田畜だに一二万頃のみならず。西人之を歇頭倉と名づけ、或いは真珠山、或いは七宝山と曰い、其の禾粟

を出すこと多きを言い、而して国中の資する所、多く此に出づるなり。果して能く之が法を為り、稍や其の地を耕せば、則ち兩路の新寨、兵を養うの費略ぼ己に備具し、而して資する所の内地の者幾ばくも無し。沉んや尽く之を闢くをや。然り而して敢ては耕さざる所以の者は、前に捍衛する無くして、賊馬猶お復た其の間に出没す。而して官中未だ法有らずして以て之を耕す故なり。夫れ疆場を捍衛し、耕鑿を保護するに、堡寨を建てて若くは莫し。而して論ずる者徒らに永楽の敗に懲りて、其の敗する所以を究めず。因りて置きて敢ては議せず。此れ計に非ざるなり。⁵¹

と訴え永楽の敗戦に懲りて、その敗因を究めないことを批判し、次いで、「今葭蘆の西南、米脂を去ること纔かに一百二十里、若し兩路各おの一寨を建てれば、則ち每寨相い去ること四五十里に過ぎず。又た其の間に小堡鋪を置き、以て相い照望すれば、則ち延州の義合・白草と石州の吳堡・克烏以南の諸城寨と、凡そ千餘里の辺面、皆な内地と為る⁵²」と再び鄜延路の米脂寨から麟府路の葭蘆に至る城寨の建築を主張する。さらに禁地を耕作すること一二年、財力が稍や豊かになったところで葭蘆寨から麟州の神木まで堡寨を建築するという⁵³。呂の要請によって、早くも翌月には鄜延路でも回復した城寨での耕作が図られる⁵⁴。また鄜延路では最寄りの城寨に糧草を折納させるなど、軍糧確保の改善も行われている⁵⁵。

さて河東路では呂惠卿の要請に従って十二將が編成されたが、さらに呂は麟・府・豊の三州で、守備の人員の欠を保甲で行うことを上奏し、裁可されている⁵⁷。同じころ鄜延路でも保甲の守備への使用が認め

られている⁵⁸。しかし河東路では翌元豊八年（一〇八五）、禁地の開墾費用、すなわち將兵の動員や守備に当たる保甲の番上、そして耕作の費用などが問題となっており、次の元祐年間（一〇八六〜九三）に批判的となる問題がこの時すでに現れていた。

以上見てきたように、鄜延路では防衛体制の再構築が行われ、麟府路でも横山領有の政策は続けられた。すなわち呂惠卿の上奏とその後経過から、沈括らが立案した横山確保の政策は、いまだ放棄されていないことが明らかとなる。また呂の上奏によれば、城寨の建設と「両不耕地」の開墾は、現地での軍糧補給を可能にし、内地諸州からの輸送を軽減して民の負担を除くことを目的としていた。しかし城寨の建設と両不耕地の開墾は、新たな財政と民間の負担を生み出し、元祐年間における政策変更の要因の一つとなる。

四、元祐年間の棄地について

元祐年間になると、宋は靈武の役で獲得した土地のうち、葭蘆・米脂・浮図・安疆の四城寨を西夏に返還し和議を締結する。熙豊年間に築城された葭蘆・米脂寨などが放棄されたことは、神宗時代の対西夏政策が否定されたことになる。この棄地を主張した者は、「司馬光・文彦博、之を内に主り、趙高・范純粹、之を外に成す⁶⁰」とあるように、地方では趙高と范純粹が棄地論を推進したとされる。元祐初年の対西夏政策変更は、すでに先行研究によって詳述されており、ここでは地方官であった范純粹らについてのみ触れておきたい。

『東都事略』によれば、「趙高、塞門・安遠二砦を留め、其餘は或いは存し或いは廃せんと欲し、密かに画一を降して臣に付し遵守せんことを乞う。…范純粹謂えらく、故砦・廢州、略ぼ利する所無し、虜に陥る官吏・丁夫を以て、悉く朝廷に帰せしめ、而して削る所の地、並びに給賜するに従わんことを乞う」と二人の主張を紹介している。このうち范純粹は哲宗に対する上奏において、「臣、元豊元年自り、陝西路に在りて監司に備員す。適たま軍興の時に当たり、七年に至りて乃ち朝に還えるを得。故に陝西の辺事に于いて、粗ぼ始末を知る」と元豊年間に転運使であつた自らの経験に基づき、

臣切に見るに、得る所の西夏の旧城堡砦、河東路の葭蘆・吳堡、鄜延路の米脂・義合・浮図、環慶路の安疆等の寨の如きは、皆な深く賊疆に在るに係り、漢界の地利の形勢に于いて、略ぼ利する所無し。而して費やす所の芻糧、皆な是れ価を倍にして計置し、歳に税戸を勞煩し、遠く輸納に入らしむに及ぶ。錢帛・器械を運び致るに、官を置き戍を遣わし、一一艱苦するに至る⁽⁶³⁾

と述べている。そもそも范は、元豊年間から堡寨の建設にとまなう費用の増大をくり返し訴えていた。元豊五年の上奏では、涇原路における築城と西夏侵攻の準備を諫めている⁽⁶⁴⁾。これに先立つ上奏でも、「臣等職を漕計に聯ねて」とあり、『長編』の撰者李燾は、「純粹、此の奏、本司官と同上すと云う。然らば則ち当時、転運使副・判官と為る者、悉く是なるや」と指摘している。つまり范純粹その他の転運司の官僚達は、財政に携わる者としての視点から、多数の城寨建設に反対しているのである。これに対して元豊年間に鄜延路の経略使を務めた劉昌

祚は、元祐年間の四寨の返還に反対している⁽⁶⁷⁾。経略使が堡寨の建設を推し進め、転運使がその支出を抑制しようとするのは、それぞれの職務を遂行しているであり、趙高もまた経略使の立場から画界の方法を提案したにすぎないとも言える。換言すれば、辺境防衛と開拓のための城寨建設には、常に少なからず財政支出と人民の負担が伴うということである。元豊五年に鄜延路における城寨建設を提案した経略使沈括の上奏には、

所有合に計備すべきの事、本路及び転運司、以て那移すべきを除くの外、朝廷、錢万緡・廂軍五千人・工匠千人・通馬百匹を応副せんことを乞い、近裏の州軍に生熟鉄五万觔・牛馬皮万張・車二十乘を応副せんことを乞い、本司及び転運司、義勇・保甲万人を備えて応副し、以て禁軍の事役有る者に代う⁽⁶⁸⁾。

とあつて現地の経略使にも、城寨建築と辺境防衛における支出について十分な認識があつた。この認識は麟府路の城寨建設とともに、「両不耕地」の開墾を推進した呂惠卿にもあつたことは上述した通りである。この様な横山確保における財政問題は、横山のみに関わらず広く北宋の辺境防衛に常に存在したものであることは言を待たない。

結語

本論では、北宋による熙豊年間の対西夏政策を、麟府路から鄜延路そして涇原路辺境に亘る横山に注目して見てきた。仁宗時代までは、横山を領有することの重要性は認識されつつも、実行に移されること

はなかった。神宗が即位すると、まず麟府路から涇原路に至る横山に沿って城寨を築くこと、特に麟府路と鄜延路の連絡を通じることに関注した。熙寧五年に綏州の北二十里で画界が定められると、この方面での横山確保の動きは見られなくなった。そして元豊年間になると、宋では西夏領深く靈州を攻めようという動きが俄に活発になる。しかし元豊五年の永楽築城の頃になると、靈州を直ちに奪取する方針からより宋側の横山一带に城寨を建築する計画へと変更される。永楽の戦いに敗れてのちも、宋による横山領有の政策は続けられた。しかし辺境防衛と開拓のための城寨建設には、多大な財政支出と人民の負担が伴い、元祐年間における政策変更の要因の一つとなる。周知のように、その哲宗の親政が始まると、北宋の対西夏政策は再び神宗時代の政策に戻される。それに伴い横山領有の政策も北宋末まで継続されることになる。結果として徽宗時代には横山の領有と西夏領への伸展は実現されるが、それは同時に辺境開拓に伴う財政問題も継続することを意味していた。

〔注〕

- (1) 畑地正憲氏は、特に元符年間以降、宋の領域が西夏領へ伸展していることを指摘している(畑地正憲「北宋時代における陝西四路の防衛戦略について」、『山口大学文学会志』五九、二〇〇九)。
- (2) 程龍「論北宋西北堡寨の軍事功能」(『中国史研究』一、二〇〇四)。
- (3) 金成奎「宋代の西北問題と異民族政策」第七章(汲古書院、二〇〇〇)。
- (4) 前田正名「陝西横山の歴史地理学的研究」(教育書籍、一九六二)。
- (5) 江天健「宋夏戦争中対於横山之争奪」(『中国歴史学会史学集刊』二四、一九九二)。

(6) 前註(3) 金氏・第三章及び第四章。

(7) 前註(4) 前田氏・第一章。

(8) 麟府路の場合、陝西などのように安撫使が統轄した安撫司路と異なり、馬歩軍都総管の統轄した軍政区画とされる(畑地正憲「宋代における麟府路について」(『東洋史研究』五一―三、一九九二))。

(9) 前註(3) 金氏・第三章及び第四章、前註(5) 江氏、李蔚「西夏史研究」(寧夏人民出版社、一九八九)、王天順主編「西夏戦史」第一章(寧夏人民出版社、一九九三)。

(10) 徐松輯『宋会要輯稿』(以下『宋会要』と略称) 方域一九四七、請城山界

元豊五年五月二十六日。鄜延路経略使沈括・副使种諤言、臣等歴観前世、戎狄与中国限隔者、利害全在沙幕。若彼率衆度幕入寇、則彼先困。我度幕往攻、則我先困。

(11) 『宋会要』方域一九四七、請城山界

然而西戎常能為辺患者、以幕南有山界之粟可食、有山界之民可使、有山界之水草・嶮固可守。我師度幕而北、則須羸糧載水、野次窮幕。力疲糧窘、利於速戦。不幸堅城未拔、大河未渡、食尽而退、必為所乘。此勢之必然也。所以興・靈之民、常晏然高枕、而我沿辺城寨、未嘗解敵者、地利使然也。

(12) 趙汝愚『国朝諸臣奏議』卷一三二、上仁宗乞選用酋豪各守辺郡若取復洪・宥、限以山界、憑高扼險、下瞰沙漠、各列保障、量以戍兵鎮守、此天險也。

(13) 前註(5) 江氏。

(14) 范仲淹『范文正公政府奏議』卷下、奏陝西河北攻守等策

元昊巢穴、实在河外。河外之兵、懦而罕戦。惟横山一带蕃部、東至麟・府、西至原・渭、二千餘里、人馬精勁、慣習戦闘。与漢界相附、每大举入寇、必為前鋒。故四戎以山界蕃部為強兵、漢家以山界屬戸及弓箭為善戦。以此觀之、各以辺人為強、理固明矣。所以秦・漢驅逐西戎、必先得山界、彼則遠遁、然後以河為限、寇不深入。

(15) 『范文正公集』卷五、上攻守二策状。

(16) 范仲淹『范文正公政府奏議』卷下、奏陝西河北攻守等策

臣等嘗計、陝西四路之兵、總數幾三十万、非不多也。然各分守城寨、故每路戰兵、大率不過二万餘人、坐食芻糧、不敢動拳。歲歲設備、常如寇至、不知賊人之謀、果犯何路。賊界則不然。種落散居、衣食自給、忽爾点集、併攻一路。故犬羊之衆、動号十餘万人。以我分散之兵、拒彼專一之勢、衆寡不敵、遂及放敗。：臣等請、於鄜延・環慶・涇原路各選將佐三五人、使臣二十人、步兵二万、騎兵三千、以為三軍、以新定陣法訓練、歲餘候其精勇、然後觀賊之隙、使三軍掠於橫山、：。傍線部は李燾『統資治通鑑長編』(以下『長編』と略称) 卷一四九、慶曆四年五月壬戌朔により改める。

(17) 拙稿「北宋期、陝西における將兵法について」(『鷹陵史学』三六、二〇一〇)。

(18) 楊仲良『資治通鑑長編紀事本末』(以下『紀事本末』と略称) 卷八三、种諤城綏州

なお前註(3)金氏・第三章を参照。

(19) 『長編』卷二一六、熙寧三年十月甲子

韓絳宣撫陝西、召諤問計策、除知青澗城兼鄜延路鈐轄、專管勾蕃部事、折繼世言于諤、請築囉兀城。且曰、橫山之衆、尽欲掃漠。大兵出界、河南地可奄有。諤遂与絳議、由綏德進兵取囉兀城、建六寨以通麟府、包地數百里、則鄜延・河東有輔車之勢、足以制賊。上是其議、故令入見、傍線部は王侁『東都事略』卷六一、种諤伝、および『紀事本末』卷八四、韓絳經營四事により改める。

なお府州の長官を世襲した党項折氏については、畑地正憲氏「五代・北宋における府州折氏について」(『史淵』一一〇、一九七三)を参照。

また囉兀城については、白濱「囉兀築城考」(『寧夏社会科学』三、一九八六)を参照。

(20) 前註(19)。

(21) 『長編』卷二一九、熙寧四年二月辛亥

宣撫使韓絳言、鄜延路当築四寨、已令种諤駐兵築囉兀城、候畢功進兵築永樂川・賞通嶺二寨。仍令遣都監燕達・趙璞築撫甯故城、又令荒堆

三泉・吐渾川・開光嶺・葭蘆与河東路修築、通接道路、各相去四十餘里。傍線部は『東都事略』卷六一、种諤伝、および『紀事本末』卷八四、韓絳經營四事により改める。

(22) 『長編』卷二一九、熙寧四年正月己亥

河東路経略司・転運司言、宣撫司令計度運糧義勇夫所備數過多、頗聞騷擾。：上批、若果然、恐別致生事。又慮転運司過当処置、陰欲揺動辺事。遣御史范育乘馭体量以聞。時韓絳使种諤將兵城囉兀、雪中築撫寧堡、調倉倉猝、関陝騒然、河東尤甚。呂公弼具以聞。或疑公弼等用意沮壞。故令育往視。

傍線部は『東都事略』卷六一、种諤伝、および『紀事本末』卷八四、韓絳經營四事により改める。

(23) 『長編』卷二二〇、熙寧四年二月壬戌

臣歴訪修寨利害、議者以為、八寨齊興、堡障布列、然後有守之勢。計官私財力、決不可成。縱或成之、於辺防有大利、於国計有大害。小利者、使綏・麟・府路通、内省沿河屯守之備、外収西賊所持茶山・鉄冶・竹箭・財用之府。大害者、前日城荒堆三泉、民力已困、今繼興三寨諸堡、度境愈遠、費什於前、何以供億。：兼頻歲、河東竭二十州之力、以供麟・府・豊州、役人疲於転輸、酒戸困於折納、稅夫窮於和糴。今更增四寨、臣恐民不堪命、為河東方世之害。加以賊失所恃、必竭国死力来争、辺禍之大、必自此始。

(24) 『長編』卷二二一、熙寧四年三月庚寅

(25) 『長編』卷二二一、熙寧四年三月癸卯

(26) 『長編』卷三四二、元豊七年正月丁卯

(27) 前註(3)金氏・第三章。

(28) 『長編』卷二二八、熙寧四年十二月甲寅

(29) 『宋会要』方域一九四七、請城山界

又山界既歸於我、則所出之粟、可以養精兵數万、得虜之牧地、可以蓄息戰馬、塩池可以来四方之商旅、鉄冶可以益兵器・置錢監、以省山南之漕運。彼之所亡者如此、我之所得者如此。

(30) 『宋会要』方域一九一七、耕種五寨

元豐五年正月五日。鄜延路經略司乞、以新收米脂・吳堡・義合・細浮
圖・塞門五寨地、置漢蕃弓箭手、及春耕種。其約束・補職、並用旧条
：並從之。

(31) 『長編』卷三二九、元豐五年九月戊戌。

(32) 『長編』卷三二五、元豐五年四月甲子。

詔、自葭蘆堡至米脂寨、創添堡寨。從沈括請也。

初、大軍還自五原、夏人瞰我師既老、乃保金湯、以窺鄜州。括使龍神
神衛四廂都指揮使・絳州防禦使曲珍將步騎二萬、治師於東川、言欲襲
葭蘆、出鄜延東道。夏人悉衆備東方。師行數里、反旆而西、三日至金
湯、拔之、斬首千五百級、俘宥州觀察使格衆數千人而還。乃移軍討葭
蘆、遣曲珍屯綏德以圖之。夏兵塞明堂川以拒珍。括陰遣別將李儀自河
東客臺津夜絕河以襲葭蘆、河東將訾虎率麟・豐之甲會之。夏回救葭蘆、
還、得地二百里、控弦四千人、以守河梁。

(33) 前註(32)。

(34) 『長編』卷三二七、元豐五年六月甲寅

上批、河東不能出力展拓境土、吳堡・葭蘆、今創為修築、泊成、但交
割守之而已。雖創添兩寨、其地已併七寨人馬防戍、餘皆旧日辺面、未
知因何如此艱難保扼。顯是上自主帥、下至將佐、惟欲占兵馬、不恤
耗蠹國財、便己自營、餘非所知。

傍線部は中華書局標点本校勘記による。

(35) 『宋会要』方域一九四七、請城山界

山界既城、則下瞰靈武不過數程。縱使堅守、必有時而懈。沿辺修戰備、
積軍食、明斥堠、待其弛備、發洩河之舟、以塞大河、下橫山之卒、擣
其不意。此一舉可覆也。：今按視塞北古烏延城、正拋山界北垠、旧依
山作壘、可屯士馬。東望夏州且八十里、西望宥州不過四十里、下瞰平
夏、最当要衝、土地膏腴、依山為城、形勢險固。欲乞移宥州於此。：
其銀・夏州可置塩監・鉄冶・錢監・馬牧。因險控扼、候烏延功畢、漸
次計置。仍乞、將塞門寨以北石堡・背水・油平・羅幃・塩池一帶為中
路隸宥州、米脂・浮圖・葭蘆・義合・吳堡・銀州一帶為東路隸綏德、
以金湯・長城嶺・德靖・順寧寨一帶為西路隸保安軍。除本路九將外、

更增置四將、以新招土兵、分隸沿辺八將、駐劄辺面、次辺三將、駐於
金明・青澗城・延州、近裏兩將、在鄜州・河中府。

傍線部は『長編』卷三二六、元豐五年五月丙午により改める。

(36) 『東都事略』卷六一、種諤傳(二)『長編』卷三二八、元豐五年七月丙戌

諤入对言、横山亘袤、千里沃壤宝稼、人物勁悍善戰、多馬、且有塩鉄
之利、夏人恃以為生、其城壘皆拋險隘、足以守禦、興功当自銀州始。
其次遷宥州於烏延、又其次、修夏州、三郡鼎峙、則横山之地已囊括其
中。又其次修塩州、以扼兩地之利。如此、横山疆兵・戰馬・山沢之利、
尽歸中国。其勢居高俯視興・靈、可以直覆巢穴。又其次修折董、会以
尽横山之地。

(37) 涇原路の城寨建設のきっかけは、元豐四年十二月の李憲の上奏による

に詳しい(『長編』卷三二二、戊寅)。またその費用については、范純粹の上奏

(38) 『宋会要』方域一九一八、可建一寨

元豐五年七月二十三日。詔、鄜延路見修六寨、其長城嶺寨以西、接連
環慶路金湯・白豹、已指揮環慶路、差二万人並辺照応。若別無興作、
即是虚劳軍馬。令徐禧・沈括計議其当進築城寨処、与曾布議定以聞。
八月二十五日。環慶路經略使曾布言、洛原故城可以建一城、白豹和市
可以建一寨、宮馬川可以建一堡。從之。令李察忠副、候鄜延路兵勢相
接、方興版築。

傍線部は『長編』卷三二八、七月壬寅、及び同卷三二九、八月乙亥よ
り改める。

(39) 『長編』卷三二八、元豐五年七月戊子

鄜延路計議辺事徐禧等言、銀州故城形勢不便、当遷築於永樂球上。蓋
銀州雖拋明堂川・無定河之会、而城東南已為河水所吞、其西北又阻天
塹、実不如永樂之形勢險要。窃惟、銀・夏・宥三州陷没百年、一日興
復、於辺將事功実為俊偉、軍鋒士氣固已百倍。但建州之始、煩費不貲、
蓋有不閑禦戎利害、而徒費供饋者。城堅守備、則賊不敢攻、兵衆將武、
則賊不敢戰、固不以州城・軍寨遂分輕重。今若選扼要会、建置堡寨、
名雖非州、実已有其地。旧来辺寨乃在復裏、他日建州亦未為晚。已与

沈括等定議、自永樂球・声塔平・移市・石堡・烏延至長城領置六寨、自背岡川・良乚・孟乚・羅韋・囉泊川至布娘堡置六堡。

傍線部は『紀事本末』巻八九、徐禧永樂之敗により改める。

- (40) 徐禧の言にある「囉泊川」は、『元豊九域志』に載せる「囉泊川」に当たるとは思われず。『元豊九域志』巻四、豊州には、「下、豊州、軍事。（原註・嘉祐七年、以府州囉泊川掌地置州。）」とあり、嘉祐七年に府州の「囉泊川」の地に豊州を設置した。したがって東は麟府路に到る城寨を建築すると解したが、他の地名については不明なものが多く、「囉泊川」に関しての変更を迫られる可能性は排除出来ない。後考に待ちたい。

なお、楊蕤氏は、囉泊川を現在の府谷県、沙梁川に比定されている（楊蕤『西夏地理研究』二七頁（人民出版社、二〇〇八））。

- (41) 『長編』巻三二七、元豊五年六月乙卯。
 (42) 『長編』巻三三〇、元豊五年十月乙丑、『宋史』四八六、夏国伝下。
 (43) 榎一雄「王韶の熙河経略に就いて」（『蒙古学報』一、一九四〇）のち『著作集』七、一九九四所収）・李華瑞『宋夏関係史』第六章（河北人民出版社、一九九八）。
- (44) 『長編』巻三三五、元豊六年六月戊申
 權發遣鄜延経略司劉昌祚言、禁軍逃亡、詐為廂軍投換、或却投禁軍。捕獲或因事敗露、乞依本軍法。從之。
- (45) 『長編』巻三三六、元豊六年閏六月己卯
 鄜延路経略使劉昌祚、指名乞差使臣三十六員、填將官及諸城・堡・寨見闕。上批、雖有違碍者、可並依所奏。
- (46) 『長編』巻三三九、元豊六年九月辛酉。
- (47) 『長編』巻三三六、元豊六年閏六月丙子
 鄜延路経略司言、弓箭手於近裏置田、兩處立戸、及四丁以上、乞取一丁為保甲、一丁為弓箭手。有二丁至三丁、即且令充弓箭手。
 詔、保甲願充弓箭手者聽。其見充弓箭手与当丁役、毋得退就保甲。陝西・河東準此。

(48) 「兩不耕地」については、前註(3)金氏・第一章及び第二章を参照。

- (49) 『長編』巻三四四、元豊七年三月庚申

知太原府呂惠卿言、相度開麟・府・豊三州兩不耕地、所收極厚、可助辺計、乞推之陝西路。詔陝西路経略司詳酌施行。（原注…：家伝云、七年春、惠卿之任、至河陽以北、流移者負老携幼屬於道、皆本路之民也。既至、思所以撫存如上意者、先以尤急者三事上聞。其一、自五年軍興、調夫与驢於民、夫一名官支雇錢一千・米一石、驢一頭官支賃錢五百。而民間自太原至潞州至河外、一夫之費多至百千、驢之直多至十千、調驢三千頭、至用錢四萬貫、而官支才千餘緡。其後有司復以為但至極辺、未嘗入界、追理所支。

其二、河東於二稅外、別有和糶・支移、勞弊与正稅同、而災傷無蠲減之法。自軍興、民尤以遠輸為病。

其三、河東軫運司每歲以斛斗十萬石饋鄜延、民間之費幾至倍徙、乃能畢足、而計司不敢以為言、惠卿皆乞除之。於是流移之復業者相踵也。

- (50) 『長編』巻三四四、元豊七年三月庚申

河東四路辺面二千餘里、兵七萬人、旧制崎零交錯、戰守不分、其弊如陝西。惠卿團為十二將、二將以備北、一將在嵐・石、一將在府州、而八將番戍河外。凡所以措置、一切用陝西之法。

なお前註(17)拙稿参照。

- (51) 『長編』巻三四四、元豊七年三月庚申

惠卿乃上疏乞為宮田、其略曰、今葭蘆・米脂裏外、良田不啻一二万頃。西人名之歇頭倉、或曰真珠山、或七宝山、言其出禾粟多、而国中所資、多出於此也。果能為之法、稍耕其地、則兩路新寨、養兵之費略已備具、而所資之内地者無幾矣。況尽闢之乎。然而所以不敢耕者、前無捍衛、而賊馬猶復出沒於其間。而官中未有效以耕之故也。夫捍衛疆場、保護耕鑿、莫若建堡寨。而論者徒懲永樂之敗、而不究其所以敗。因置而不敢議。此非計也。

- (52) 『長編』巻三四四、元豊七年三月庚申

今葭蘆西南、去米脂纔一百二十里、若兩路各建一寨、則每寨相去不過四五十里。又於其間置小堡鋪、以相照望、則延州之義合・白草与石州之呉堡・克烏以南諸城寨、凡千餘里之辺面、皆為内地。

(53) 『長編』卷三四四、元豐七年三月庚申又通葭蘆之道於麟州之神木、其通堡寨亦若葭蘆・米脂之法、而橫山膏腴之地皆為我有。

(54) 『宋會要』方域一九一〇、新復四寨。

(55) 『長編』卷三四七、元豐七年七月丙寅

陝西轉運使言、通判延州吳安憲准詔、與鄜延路經略轉運司籌度、於要近城砦多聚糧草。延州秋稼豐稔、民戶不能蓄積以待備、必為射利之人乘時賤取閉糶、以待官場之急。延州諸寨、去城砦近者十里、遠者百里、今秋心納青苗・免役、為錢十三萬緡。欲定地理遠近加饒法、令民於諸城寨折納、轉運司撥還提舉司。本司勸會鄜延路上下番將兵在極邊、今又增四將馬軍及戶馬二千人、供餽不易。如安憲所言、公私交便。從之。

(56) 『長編』卷三四六、元豐七年六月乙未

河東路經略使呂惠卿言、本路兵馬、準朝旨團成十二將。欲以太原封樁軍器、於逐將所過州軍排塚封樁。從之。

(57) 『長編』卷三四七、元豐七年七月丁未

知太原府呂惠卿言、麟・府・豐州守禦人闕、已牒提舉保甲司發保甲。乞令提舉司官先撫諭、并立調發約束之法。從之。

(58) 『長編』卷三四七、元豐七年七月庚申

知延州劉昌祚言、昨集教保甲、弓馬並不精當、但令守禦。已用士兵換赴將下團結成隊、遇敵呼使。如有功、優賜推恩。從之。

(59) 『長編』卷三五五、元豐八年正月壬戌

河東路轉運司言、經略司去年三出兵、耕種木瓜原等兩不耕地。凡用將兵萬八千五百四十五、馬二千三十六、其費錢七千三百六十五緡、穀八千八十一石、糗糧四萬七千斤、草萬四千三百束。又番上保甲守禦、凡二千六百三十七人、其費錢千三百緡、米三千二百石、役耕民千五百、雇牛千、具皆非民之願。所收麻粟蕎麥萬八千石、草十萬二千、不償所費。又預借本司錢以為子種、至今未償、增人馬防拓之費、仍在年計之外、慮經略司來年再欲耕種、望早賜約束。

樞密院言、河東經略司去歲差借民牛、耕種葭蘆諸寨田、及發防護軍馬保甲、靡耗極、邊貴佃糧草錢物、仍奪農時、令民失業、比至收成、不償所費。詔簡與呂惠卿、宜審較利害、無蹈前失。

(60) 『紀事本末』卷一〇一、逐元祐党人上、紹聖元年五月甲寅(章)惇曰、棄地之議、司馬光・文彥博、主之于內、趙高・范純粹、成之于外。故衆論莫之奪。

(61) 前註(60)金氏・第四章。

(62) 『東都事略』卷一、附錄六、西夏二

趙高欲留塞門・安遠二砦、其餘或存或廢、乞密降画一付臣遵守。范純粹謂、取復故砦・廢州、略無所利、乞令以虜陷官吏・丁夫、悉歸朝廷、而所削之地、並從給賜。

(63) 『國朝諸臣奏議』卷一三九、上哲宗乞以棄地易被虜之人

臣自元豐元年、在陝西路備員監司。適當軍興之時、至七年乃得還朝。故于陝西邊事、粗知始末。：貼黃、臣切見、所得西夏旧城堡砦、如河東路葭蘆・吳堡、鄜延路米脂・義合・浮罔、環慶路安疆等寨、皆係深在賊疆、于漢界地利形勢、略無所利。而所費芻糧、皆是倍備計置、及歲勞煩稅戶、遠入輸納。至于運致錢帛・器械、置官遣戍、一一艱苦。

(64) 『國朝諸臣奏議』卷一三八、上神宗論西師不可再舉。

(65) 『長編』卷三二五、元豐五年四月庚辰。

(66) 前註(65)。

純粹、此奏云与本司官同上。然則當時為轉運使副・判官者悉是也、

(67) 『東都事略』卷八四、劉昌祚傳。

所有合計備事、除本路及轉運司、可以那移外、乞朝廷應副錢萬緡・廂

軍五千人・工匠千人・通馬百匹、乞於近裏州軍應副生熟鉄五萬觔・牛馬皮万張・車二十乘、本司及轉運司、備義勇・保甲万人應副、以代禁軍有事役者。

(よざりよういち 非常勤講師)

二〇一〇年十月十二日受理